

初回期日令和2年7月29日午後1時30分

令和2年（ワ）第4920号 損害賠償請求事件

原告 ○○○○ほか13名

被告 国

令和2年6月

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

意見陳述書

原告○○○○○は、以下のとおり意見を陳述する。

- 1 昨年、調停委員は私に言いました。「そんなに悲観することはありません。なぜなら、あなたの子どもたちは成長して、幼い子どもと違って、母親は必要ありません。」
- 2 2004年に身ごもってから、私は、今まで感じたことがない責任感、何としても子どもを守らなければならないという気持ちを持つようになりました。ホルモン状態から妊娠が難しかった私にとって、子どもを身ごもったことは贈り物であり、奇跡でした。妊娠中は、何を食べて、何をすべきかを知るために多くの書物を読み漁りました。家中の全ての洗剤を自然由来のものに変え、薬を飲むのを控えました。
- 3 娘が誕生した瞬間、私は、今までにない愛情を感じました。その愛情とともに、より一層守らなければならないという気持ちと責任感を感じるようになりました。娘はとても小さく、とても私を頼っていました。
もし、私が突然誰にも知られることなく死んでしまい、娘がここに一人で何もできないまま残されたらどうなるのだろう」と、不安になりました。
私の母乳を飲んで娘がどんどん成長して変わっていくのに驚きました。

4 4年後には、さらに幸せなことに、長男を授かることができました。私は、子どもたちが、分け隔てなく、オーストラリアと日本の価値を認めて、それぞれの国を知ることができるように最善を尽くしました。

私は、教師として働きながら17年間、日本に住んでいます。日本において英語力がいかに重要か、また、国際的な視野が日本企業の従業員に求められているかを知っています。ですので、私は、子どもたちを、毎年8月にオーストラリアに連れて行き、私たちの友人や家族と会わせたり、オーストラリアの日常生活を体験させていました。

5 15年以上、私は母親です。その間、一番長く子どもと離れていたのはわずか数日ほどです。全ての両親が子どもたちに不幸が降りかからないように心配していますし、私もそのことを深く理解しています。それを分かっていたのですが、私はそれを経験することになりました。

ちょうど一年前に、たった一日のうちに、二人の子どもが死んでしまったように感じる経験をしました。

6 今から1年半前に、私の夫が離婚を切り出しました。その際に、夫は私が子どもたちの親権者になることを約束してくれました。しかし、私は、彼も家族も愛していましたので、何とか、婚姻生活と家族を救おうと努力しました。その時は、夫の望みが最終的に、夫による子どもたちの連れ去りにつながるとは夢にも思いませんでした。

オーストラリアで生まれ育った私には、離婚により子どもとの関係を完全に失うことは、全くもって理解できません。子の連れ去りを含む親子断絶に相当する行為は普通の人なら考えないことだと思っていました。また、仮にそのようなことが起こっても、私の母国であるオーストラリアでは親子断絶を防止するような社会的な仕組みや法律があります。

ですので、私は、自分の身にふりかかるまで、子どもたちが連れ去られるなんて頭をよぎったことさえありませんでした。

日本では子を連れ去った片親に事実上監護権が与えられることを、自分の子どもたちが連れ去られるまで知りませんでした。

7 夫の申し立てた離婚訴訟が始まったばかりのある日、私が職場から家に帰ると、夫によって子どもたちは連れ去られていました。

今までも婚姻状態にありますが、私は子どもたちに1年以上会うことができいていません。子どもたちはオーストラリアに行くこともできず、また、オーストラリアにいる親戚に会うこともできません。

私は、職場の学校で、毎日、信頼されて日本の生徒たちを教育し、また、世話することができているのに、どうして、私は自分の子どもたちに会うことさえできないのでしょうか。

8 日本で離婚をする全ての親がこのようなことをするわけではないでしょう。

しかしながら、私の場合、私の夫は、計画的に欺くことを選びました。裁判所による公平な判断を仰ぐのではなく、法的支援も保護手段もないところで、子どもたちに害を与えることを選んだのです。

もしかしたら、日本で子の連れ去りを禁止する法律がないために、夫は、私が子どもたちをオーストラリアに連れ去り、二度と子どもたちに会えなくなるかもしれないと考えたのかもしれない。

今、私自身が子どもたちを連れ去っていたらと思ひめぐらすことがよくあります。

しかし、オーストラリア人にとって、子の連れ去りは、いかなる状況であっても決して受け入れることはできません。

子どもたちを日常生活から突然切り離すことは子どもへの虐待であり、理由もなく片方の親から子どもたちを引き離すことは家庭内暴力です。

子の連れ去りを禁止する法律がないために、私は夫と子どもたちを奪われてしまいました。

9 家庭裁判所は子を連れ去った親に親権を与えることを弁護士は知っています。だからこそ、弁護士は、私の夫と同じく他の親たちもこれまでしてきた、そしてこれからもするであろう子の連れ去りを依頼人に指導するのです。他の親や子どもたちに今も同じ悲劇が起きていることを考えると耐えられません。

10 2018年に夫が自主的に約7週間家を出ていきました。その間、夫は当然

ながら会いたいときはいつでも子どもたちに会うことができましたし、実際に週に3度は子どもたちに会っていました。子どもたちには父親と母親が必要ですから、私は子どもたちに父親に会うことを勧めていましたし、そのための支援もしていました。

何故、私は、同じような子どもと会う機会が、家庭裁判所から与えられないのでしょうか。

何故、私が子どもと会うのを彼が拒否することが許されるのでしょうか。

- 11 オーストラリアでは、離婚協議中に、子どもたちが片方の親と会いたくないと言った場合、裁判所は、子どもたちの意見がもう一方の親から過度な影響を受けたかを判断します。その事実が判明した場合は、裁判所によって、過度な影響を与えた親は、悪い印象を持たれます。

しかし、日本ではこのような理解はされていません。

その結果、私の場合、子どもたちを私に敵対するように変えることが夫にとって有利に働く状況になっています。

夫はそのような行為を選択したのです。

- 12 日本の家庭裁判所は子どもが傷つかないように最大限努力すべきですし、それが実行されることは日本の国会や政府の責任です。

もし、私が、子どもをオーストラリアで育てていたら、このようなことは起きなかったと思います。私は、子どもたちに対し、申し訳ない気持ちでいっぱいです。

日本の国会や政府が子どもの権利を守る仕組みを整えないだけでなく、代わりに、子どもの権利を踏みにじる親に対して有利な状況を与えているというだけの理由で、どうして、私の子どもたちは良き愛すべき母親を失わなければならないのでしょうか。

どうして、私の子どもたちは、父親と母親から愛情を受けることができないのでしょうか。

これは、まちがいなく、子どもたちが生まれながらに持っている権利です。

- 13 どうして、私の子どもに私が必要ないといえるのでしょうか。

私は、私の子どもたちの母親であり、婚姻の状態がいかなる状況でも、私は二人の子どもの母親です。

以上